



平成 30 年 1 月

山原治税理士事務所からのお知らせ

謹啓 新年あけましておめでとうございます

旧年中は格別なご高配を賜り、まことに有難く厚く御礼申し上げます。

今年は戌年・・・戌年の意味には「勤勉な努力家」といういわれがあるそうです。皆様の事業に貢献（犬）できます様、職員一同、より一層精進して参りますので本年もどうぞ宜しくお願い致します。

敬具

*確定申告書類の早期ご持参のお願い

所得税及び消費税の確定申告の時期がやってまいります。

今年の確定申告受付は、

平成 30 年 2 月 16 日（金）～同年 3 月 15 日（木）となっております。



*消費税は同年 4 月 2 日（月）まで

繁忙期につき、事務処理の混雑が予想されますので、

確定申告をされる方は、お早めの準備にご協力をお願い致します。

*「医療費控除」が改正されました。

従来の医療費控除に加え、「セルフメディケーション税制」が新たに適用となりました。2つを同時には適用できませんので、どちらかを選択することになります。

この制度は健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている居住者が平成 29 年 1 月 1 日から 33 年 12 月 31 日までの間に自己又は生計を一にする親族の為に特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができるものです。

	医療費控除 (従来)	セルフメディケーション税制 (特例)
	← 選 択 →	
対象	治療又は療養に必要な医薬品、服薬補助ゼリーなどの製品、治療費、交通費など	スイッチ OTC 医薬品 (特定成分を含む市販薬)
控除額	実際に支払った医薬品の合計額－保険金などで補てんされる金額－10 万円（もしくは総所得の 5% のいずれか低い金額）	スイッチ OTC 医薬品 購入費用－1 万 2 千円
上限額	2 0 0 万円	8 万 8 千円
控除を受けるために必要な取り組み	特になし	特定健康診断、予防接種 定期健康診断、健康診査 がん検診 *いずれか

* スイッチ OTC 医薬品を購入するとレシートに★などのマークが印字されています。
(印がないものも有) 店頭やホームページ (厚生労働省等) でも確認できます。

*平成30年以降の「配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱い」についてのお知らせ

変更、改正されましたので、平成 30 年分の所得税から適用されます。
詳細は別紙にてご参照ください。